

## 調査に関するQ&A

### Q. この調査の目的は何ですか？

2006年に始まった労働審判制度について、この制度を実際に利用した当事者の皆さまの評価やご意見をおうかがいし、今後の実務の運用に役立つ基礎資料を得ることが目的です。

東京大学社会科学研究所では、2010年にも同じ調査を実施しました。この調査は、幸いにも多くの方々からご協力を得ることができ、労働審判制度の実態や利用者の評価を明らかにするものとして、学界のみならず実務界でも高い評価を受けました。今回調査は、2010年以降の変化や現状の把握を目的とする第2回目の調査ということになります。

私どもは、上記目的のためには、何よりも実際にこの制度を利用した皆さまの評価やご意見を知ることが大事であると考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### Q. 調査対象となるのは誰ですか？

この調査は、労働審判事件のうち、2018年6月27日から10月26日までに日本全国の地方裁判所で調停（相手側との合意）または審判（労働審判委員会の判断）によって終了した事件の当事者の皆さまを対象としております（代理人ではなく当事者の方を対象としております）。事件そのものの詳細を調べることが目的ではなく、実際に労働審判手続を経験した方々の率直なご意見をうかがうことが目的です。

### Q. プライバシーはきちんと守られるのですか？

私どもは、皆さまのプライバシーや個人情報を守ることが、最も重要なことだと考えています。次の方法で、皆さまのプライバシーや個人情報の保護に万全を尽くします。どうか、ご安心の上、調査にご協力ください。

- ① お願いするアンケート用紙にはお名前やご住所は記入されませんし、ご返送いただく封筒の差出人も無記名ですので、その回答がどなたのものであるかはまったくわかりません。
- ② 皆さまからおうかがいしたご回答の内容は「～という回答が何パーセント」というように取りまとめて統計的に処理しますので、皆さまの経験した出来事や個人の情報が外部に漏れることは一切ありません。
- ③ 私どもは調査データを学術研究以外の目的に使用いたしません。

### Q. アンケート用紙には自分の名前や住所を記載するのですか？

アンケート用紙にはお名前やご住所は記入しないでください。また、アンケート用紙をご返送いただく封筒の差出人も無記名で願います。

### Q. 答えたくない・わからない質問には、答えなくていいのですか？

はい。答えることができる質問だけにかまいません。

### Q. 他の者がかわりに答えてもいいのですか？

恐れ入りますが、調査の結果の信頼性を確保するために、今回労働審判手続を利用された当事者の方ご本人に回答をお願いいたします（代理人ではなく、当事者の方ご本人にお願いします）。あなたが会社・団体である場合には、あなたの会社・団体において、該当する事件の詳細をよく理解している方に回答をお願いいたします。

### Q. 調停の内容に口外禁止条項があるのですが、それに違反することはないですか？

労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えのない範囲でお答えください。

**Q. アンケート用紙と一緒に「調査票返送確認用ハガキ」が入っていましたが、これは何のためですか？**

これはアンケート用紙のご回答の匿名性を守りつつ、あなた様がすでにご回答済みであることを確認するためのものです。このハガキは調査会社に届き、これをお送り頂いた方のお名前は、以後、調査対象者のリストから削除されます。大変お手数ですが、アンケート用紙の返送と同時に「調査票返送確認用ハガキ」も必ずご投函ください。

**Q. アンケート用紙やハガキについている番号は何ですか？**

アンケート用紙やハガキ（「協力意思確認用ハガキ・調査票返送確認用ハガキ」）についている番号は、労働者側・使用者側の当事者双方から得られた回答とそうでない回答とを識別し、それらを区別して集計するために調査会社が付した整理番号です。裁判所の事件番号と結び付けられたものではありません。したがって、この整理番号によって事件が特定されることはなく、個別の事件を取り出して分析を行うことも決してありません。

**Q. アンケート用紙を受け取った後、調査に協力することをやめたいと思ったのですが？**

できれば多くの皆さまに調査にご協力いただければと思いますが、残念ながら調査にご協力いただけない場合には、同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(ア)アンケートにご協力いただけましたか。」欄の「2 調査に協力できません」に○をしてお送りください。ご記入いただいたお名前とご住所は、調査対象者のリストから除外させていただき、今後、本調査についてご協力をお願いする郵便物はお送りしないようにいたします。

**Q. なぜ私の学歴・職業・年齢など個人的なことや、会社の資本金・従業員数・業種などについても聞くのですか？**

この調査では、個人の属性や会社の属性によって、労働審判制度の利用しやすさや手続の進め方についてのご意見などに違いがないかどうかを調べ、その結果を制度や運用の改善につなげていくことも目的としています。そこで、個人や会社の属性についてもいくつか設問を用意しました。

当然ながら個人や会社のあり方を評価したり比較したりするような設問ではございません。

**Q. 私は労働者の立場なのに、使用者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？**

**Q. 私は使用者の立場なのに、労働者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？**

申し訳ありません。すぐに正しいお立場のアンケート用紙をお送りさせていただきますので、お手数ですが、調査会社に電話にてご連絡ください。なお、お手元にある間違ったアンケート用紙は廃棄してください。

（ご連絡先：一般社団法人 中央調査社 電話 0120-48-5351 担当：穴澤）

**Q. アンケート用紙はいつまでに返送すればよいのですか？**

アンケート用紙に記入が終わりましたらなるべく早くご返送いただければと思います。アンケート用紙を受け取ってから3週間以内にご返送いただければ幸いです。

**Q. 調査結果を知ることにはできるのですか？**

はい。調査結果を知りたい方は、アンケート用紙に同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(ウ) この調査の結果を知りたいですか。」欄の「1 調査結果を郵送してほしい」に○をしてお送りください。ご記入いただいたお名前とご住所に調査結果の概要をお届けします。

また、調査結果の概要は、東京大学社会科学研究所のホームページにも掲載する予定です。

**Q. 裁判所はどのような協力をしているのですか？**

この調査については、裁判所のご理解を得て、調査の説明書類を皆さまにお手渡しいただくことのご協力を得ています。ただし、本調査を実施しているのはあくまで私ども東京大学社会科学研究所です。

**Q. 一般社団法人 中央調査社とはどんな会社ですか？**

この調査の実施業務の一部を一般社団法人 中央調査社に委託しております。中央調査社は、1954年に発足して以来、これまで大学や研究機関の学術調査も数多く手がけている信頼できる調査会社です。一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」の認定も受けています。中央調査社については、詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。

一般社団法人 中央調査社のウェブサイト <http://www.crs.or.jp/>

〒104-0064 東京都中央区銀座 6-16-12 電話 0120-48-5351 担当：穴澤